協　定　項　目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	
調 整 の 方 法	(1) 農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年2月末日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。ただし、引き続き合併後の新市の選挙委員として在任する委員は、20人とする。 (2) 在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数については、20人とする。		

修　善　寺　町　外　3　町　の　現　況			
修　善　寺　町	土　肥　町	天城湯ヶ島町	中　伊　豆　町
(1) 農業委員の定数　19人 ①選挙委員　14人 ②選任委員　5人 A 議会推薦　3人 B 農業協同組合推薦　1人 C 農業共済組合推薦　1人 (2) 任　期 平成13年 6月12日から 平成16年 6月11日まで	(1) 農業委員の定数　18人 ①選挙委員　12人 ②選任委員　6人 A 議会推薦　4人 B 農業協同組合推薦　1人 C 農業共済組合推薦　1人 (2) 任　期 平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	(1) 農業委員の定数　18人 ①選挙委員　13人 ②選任委員　5人 A 議会推薦　3人 B 農業協同組合推薦　1人 C 農業共済組合推薦　1人 (2) 任　期 平成14年12月19日から 平成17年12月18日まで	(1) 農業委員の定数　16人 ①選挙委員　10人 ②選任委員　6人 A 議会推薦　4人 B 農業協同組合推薦　1人 C 農業共済組合推薦　1人 (2) 任　期 平成15年 2月17日から 平成18年 2月16日まで

区　　分	修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町	合　計	備　　考
区域面積 (ha)	6,940	4,941	13,514	11,002	36,397	国土地理院　平成13年全国都道府県市町村別面積調べ
農地面積 (ha)	313	90	179	289	871	2000年世界農業センサス (平成12年2月1日現在)
農家戸数 (戸)	752	319	590	761	2,422	

1　農業委員会設置の原則

農業委員会は、市町村に必置の行政機関であり、１市町村１農業委員会が原則です。

・「地方自治法」第１８０条の５第３項第１項

・「農業委員会等に関する法律」第３条第１条

2　農業委員会設置の特例

区域が著しく大きい市町村（区域面積２４，０００ｈａを超える）、または、その区域内の農地面積が著しく大きい市町村（農地面積７，０００ｈａを超える）にあっては、当該市町村の区域を２以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができます。

・「農業委員会等に関する法律」第３条第２項、「同施行令」第１条の３

協　定　項　目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	

3　市町村合併に伴なう農業委員会の取扱い（新設合併の場合）

区　　分			説明個所	選　挙　委　員			選任委員	要件等	根拠法令
				選出方法等	定　数	任　期			
合併後の新市町村に１つの農業委員会を置く場合		原 則	（１）	新たに選挙	条例で定める数	３年	新たに選任		農委法第３条第１項 公選法第33号第３項
		在任特例	（２）	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により８０を超えず１０を下らない範囲で定めた数	合併後１年を越えない範囲で協議で定める期間	新たに選任		農委法第３条第１項 合併特例法第８条第１項第１号及び第２項
合併後の新市町村に２以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なった区域ごとに委員会を置く場合	原 則	（３）	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	３年	新たに選任	新市町村の区域面積24,000haまたは、農地面積7,000haを超えること。	農委法第３条第２項 公選法第33号第３項
		在任特例	（４）	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により各委員会ごとに８０を超えず１０を下らない範囲で定めた数	合併後１年を越えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	新市町村の区域面積24,000haまたは、農地面積7,000haを超えること。	農委法第３条第２項 合併特例法第８条第３項
	従前の区域ごとに委員会を置く場合	特 例	（５）	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	従前の定数	従前の各委員会の委員の在任期間	従前の町の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	新市の区域面積24,000haまたは、農地面積7,000haを超えること。	農委法第３条第２項 農委法第34条第１項

＊選挙委員の定数を２１人以上とした場合は「農地部会」が必要となります。

協　定　項　目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	

⑴「合併後1農業委員会を設置」(原則)

合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され（したがって、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失い）、新設の市町村につき１個の農業委員会となります。（選挙委員については、市町村の廃置分合の日から５０日以内に設置による一般選挙を行います。また、選任委員についても速やかに選任します。）

・「農業委員会等に関する法律」第１１条、「公職選挙法」第３３条第３項

・「農業委員会等に関する法律」第１２条



⑵「合併後1農業委員会を設置」(在任特例)

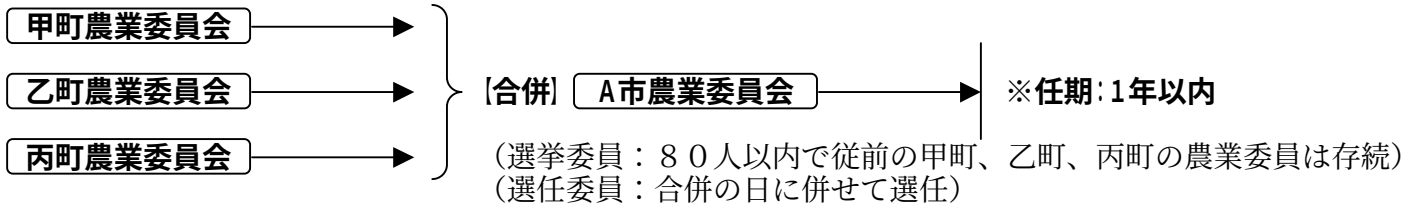
市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、１０人以上８０人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後１年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができます。（合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者が上記の定数（１０人以上８０人以下で定める数）を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出します。）

また、協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、農業委員会の設置による一般選挙を行うこととなります。

なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議（協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。）により講ずることができます。

・「市町村合併の特例に関する法律」第８条第１項、第２項

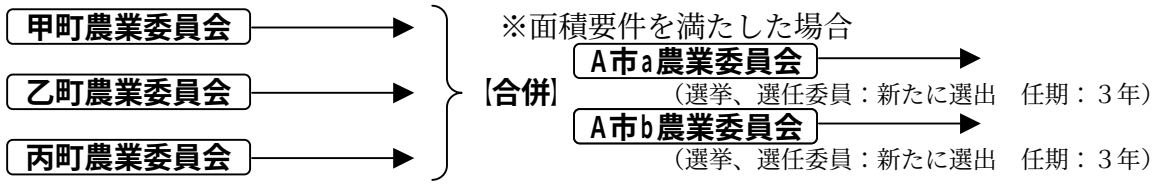
また、当該特例は、選挙委員に関する規定であり、選任委員については、合併の日に併せて速やかに選任する必要があります。



協　定　項　目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	

(3)「合併後2以上の農業委員会を設置」(原則)

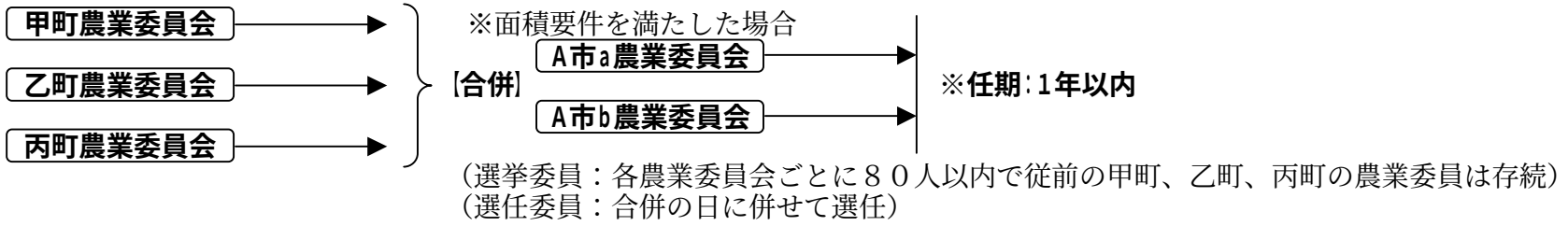
合併後の新市町村が、２で述べた要件を満たした場合（市町村区域面積が２４，０００haを超える、または、農地面積が７，０００haを超える）は、新市町村に２以上の農業委員会を設置することができます。（この場合、その市町村の廃置分合の日から５０日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに、合併後速やかに選任します。）



(4)「合併後2以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後２以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に（２）で述べた選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

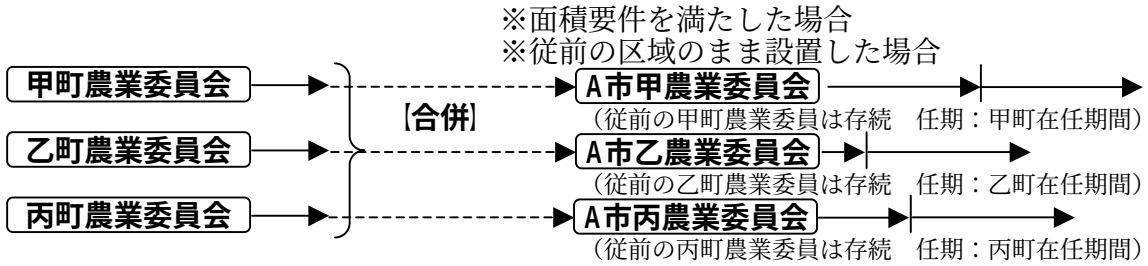
・「市町村の合併の特例に関する法律」第８条第３項



協　定　項　目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	

(5)「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併後の新市町村が、２で述べた要件を満たした場合（市町村区域面積が２４，０００haを超える、または、農地面積が７，０００haを超える）であって、新市町村に置かれる２以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができます。（農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。）



4　選挙委員の定数について

農業委員の定数については、農地面積、基準農業者数による定数基準が以下の３段階定められています。この基準の中で、各市町村が条例で定数を定めることとなります。

・「農業委員会等に関する法律」第７条第１項、「同施行令」第２条の２

①農地面積５，０００haを超え、かつ、基準農業者数６，０００を超える農業委員会…… ４０人以下
②農地面積１，３００haを超え、かつ、基準農業者数１，１００を超える場合であって、①に該当する農業委員会以外の農業委員会… ３０人以下
③農地面積１，３００ha以下、又は、基準農業者数１，１００以下の農業委員会…… ２０人以下

5　「新設合併」の場合の定数の定め方

農業委員の選挙委員の定数については、市町村の条例で定めることとなっていますが、新設合併の場合、原則としては、合併時に議会が存在しません。その場合は、合併前に関係市町村の協議により「農業委員会等に関する法律施行令」第２条の２の定めるところにより定数を協議しておき、合併後、職務執行者の専決処分により条例を制定することが一般的です。なお、この場合、次の議会においてこれを報告し、その承認を求めることとされています。

・「地方自治法」第１７９条第１項、第３項
・「地方自治法施行令」第１条の２第１項

協　定　項　目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	

6　農地部会について

５で述べた定数基準に従い定数を定め、その定数を２１人以上とした場合は、「農地部会」が必置となります。また、その他の部会を設置することも可能です。

・「農業委員会等に関する法律」第１９条

つまり、農地面積が１，３００haを超え、かつ、基準農業者数が１，１００を超える農業委員会にあっては、選挙委員の定数を定める場合、２１人以上の定数を定めることができますが、その場合は、「農地部会」を設置しなければならないことになります。

7　農地部会の構成

①選挙委員が互選した者１０人から１５人
②農業協同組合及び農業共済組合が推薦した選任委員が互選した者
③市町村議会が推薦した選任委員が互選した者

委員の定数は、市町村の条例で定めます。この場合、②、③の委員の定数の合計は、①の委員の定数の３分の１を超えないように定めなければなりません。

・「農業委員会等に関する法律」第１９条第２項、第６項

8　農地部会の所掌事項

農地部会は、「農業委員会等に関する法律」第６条に規定する農業委員会の所掌事務のうち、以下の事項について所掌します。また、その所掌事務については、部会の議決が農業委員会の決定となります。すなわち、部会が設置された場合は、その所掌事項については、農地部会が最終意思決定機関となります。

・「農業委員会等に関する法律」第１９条第１項、同法第２２条第1項

[所掌事項]

・「農業委員会等に関する法律」第６条第１項第１号業務
農地法その他の法令により農業委員会の権限に属させた農地等の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法等によりその権限に属させた事項
・「農業委員会等に関する法律」第６条第１項第２号業務
土地改良法その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに附属する事項
・「農業委員会等に関する法律」第６条第２項第１号業務
農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事項
・「農業委員会等に関する法律」第６条第２項第２号業務
農地等の交換分合のあっせんその他農地事情の改善に関する事項

協　定　項　目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	

参考　農業委員会の委員の定数及び任期に関係する法令

「農業委員会等に関する法律」

第3条［設置］
　市町村に農業委員会を.置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農　業委員会を置かない。
2　その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあっては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
3　前項の規定により、その区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置いた市町村にあっては、市町村長は、都道府県知事に承認を受け、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
4　前項に規定する市町村にあっては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
5　その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあっては、市町村長は、当該市町村の農業委員会を置かないことができる。
6　市町村長は、第2項の場合にあっては書く農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあってはその区域に変更があってはその区域に変更があった農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあっては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

第7条［選挙による委員］
　農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。
2　前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

第12条[選任による委員]
　市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
（1）省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ことに推薦した理事　各1人
（2）当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所挙に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

第15条［委員の任期］
　選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。
2　補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
3　選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
4　第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選任された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
5　第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委賞を推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

第34条［境界の変更の場合の特例］
　市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委費会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
2　市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包括することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする濃業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

「農業委員会等に関する法律施行令」

第2条の2［選挙による委員の定数の基準］
　農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区　　分	定数の基準
1　⑴ その区域内の1,300ヘクタール以下の農業委員会 ⑵ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数が1,100以下の農業委員会	20人以下
2　1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3　その区域内の農地面積が5、000ヘクタールを超え、かつ、基準農家数が6,000を超える農業委員会	40人以下

協　定　項　目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	

参考　農業委員会の委員の定数及び任期に関係する法令

「市町村の合併の特例に関する法律」

第8条［農業委員会の委員の任期等に関する特例］
　市町村の合併の際合併市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

（1）新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
（2）他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2　前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数にいたるまで減少するものとする。

3　農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置く場合又は同法第53条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下［指定都市］という）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4　第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

「先進地事例」

北上市（平成3年4月1日合併）
　新市に1つの農業委員会を置き、3市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第5条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
また、選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合推薦委員が5人、議会推薦委員5人とする。

ひたちなか市（平成6年11月1日合併）
　新市の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項及び第2項の規定を適用し、平成8年7月19日まで2市に設置されているそれぞれの農業委員会の区域ことに設置する。

あきる野市（平成7年9月1日合併）
　新市に1つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として存在する。

篠山市（平成11年4月1日合併）
　農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は.市町村の合併の特例に関する法律第8条第1頃第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き市町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

西東京市（平成13年1月21日合併）
　農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

さぬき市（平成14年4月1日合併）
　農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

あさぎり町（平成15年4月1日合併予定）
　新町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から５０日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は２０名とする。